

# 令和8年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

## 【通級指導学級に通学している児童・生徒の保護者の方へ】

千代田区では、他校の通級指導学級（特別支援教室を含む）に通学している児童・生徒の保護者に、通級時の交通費（在籍校と通級指導学級校との往復に係る交通費）を支給しています。受給を希望される方は申請手続きをお願いします。

通級指導学級に通学していることが要件ですので、毎年度申請が必要になります。

### 1 就学奨励費の対象となる方

千代田区に住んでいて、区市町村立または私立の小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）に在籍し、且つ、通級指導学級（学校教育法施行令第140条）に通学している児童・生徒の保護者

世帯員数	家族構成例（年齢）	所得金額（令和7年中の所得）		
		支弁区分1号	2号該当	3号該当
2人	母(32歳)、子(7歳)	264万円未満	264-440万円	440万円超
3人	父(34歳)、母(32歳)、子(7歳)	324万円未満	324-539万円	539万円超
4人	父(35歳)、母(33歳)、子(9歳)、子(7歳)	381万円未満	381-636万円	636万円超

上記表はあくまでも目安ですので、家族構成、年齢、障害人数等などにより異なります。

※所得に応じて支弁区分（1号、2号、3号）が決定されます。

※所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の金額、もしくは確定申告書の「所得金額合計」欄の金額です。

### 2 就学奨励費の申請について

千代田区ポータルサイトからオンラインで申請をお願いいたします。

(1)申請方法（下記二次元コードまたはリンクからご申請ください。）

※申請は、保護者のアカウントから行ってください。

#### ◆STEP 1

【アカウント登録がお済みでない方】

千代田区ポータルサイトのアカウント登録を行ってください。



<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/johosesaku/portalsite-kaishi.html>

#### ◆STEP 3

千代田区ポータルサイトのメニューから「特別支援教育就学奨励費申請」の手続きを行ってください。



<https://chiyoda-portal.my.site.com/ctz/appMngDef/a04Ih0000067gfH/am000000176>

#### ◆STEP 2

千代田区ポータルサイトのメニューから「就学援助費申請」の手続きを行ってください。



<https://chiyoda-portal.my.site.com/ctz/appMngDef/a04Ih0000067gfC/am000000175>

※申請理由については、「3. 通級に関する交通費のみ請求する」を選択してください。

(裏面へ)

## (2)申請期限

**令和8年6月5日(金)までに申請してください。**

※申請は随時受け付けていますが、提出期限を過ぎた場合は、申請（認定）月分からの援助となります。やむを得ず期限までに提出できない書類がある場合であっても、申請については期限内にご提出ください。

### 3 税の申告

税の申告が済んでいない場合（給与所得のみで年末調整されている方を除く）は、審査することができませんので、収入の有無にかかわらず、税務署または区役所税務課で申告してください。

### 4 内容審査と支弁区分の決定

ご提出いただいた申請書等により審査の上、就学奨励費の支弁区分（1号、2号、3号）を決定します。申請内容に不備がある場合は再度入力ができるまで、また、税の申告が済んでいない場合（給与所得のみで年末調整されている方を除く）は教育委員会で課税内容が確認できるまで、審査を保留し、確認後に審査を再開します。

審査ができた場合は、支弁区分決定通知書を申請者宛に、例年、7月中旬以降に郵送でお知らせしております。

### 5 援助対象経費、支給割合及び支給時期

- (1)援助経費 在籍校から通級指導学級校へ通う交通費  
交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により算出したものとなります。
- (2)支給割合 支弁区分に応じて、上記経費の全額または半額を支給いたします。  
支弁区分1号該当・・・交通費の全額  
支弁区分2号該当・・・交通費の半額  
支弁区分3号該当・・・交通費の半額
- (3)支給時期 奨励費は、年1回(翌年4月中旬頃)に保護者の口座へ振り込む予定です。

### 6 注意事項

- ・住民票だけを千代田区に置き、区外から通学している場合や、不自然な父子・母子家庭での転入等による奨励費の申請にあっては、事情をお聞きするとともに、居住の確認などもさせていただくことがあります。（不正受給が判明した場合は、既に受取った奨励費の返還や、千代田区への就学について適正な対応を行うことがあります。）
- ・振込口座は翌年4月まで使用しますので、変更があった場合は変更届を提出してください。

#### 【問合せ先】

千代田区教育委員会事務局 学務課学務係（千代田区役所4階）

〒102-8688千代田区九段南1-2-1

☎ 03-5211-4284(直通) 受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

この「お知らせ」は令和9年4月末まで保管してください。